



# 鳥取県公報

平成13年10月19日(金)  
第7326号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	結核予防法による医療機関の指定 (590) (健康対策課) ..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (591) (県民活動推進課) ..... 1
	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (2件) (592・593) (経営商業課) ..... 2
	土地改良区の役員の就退任 (594) (耕地課) ..... 3
	鉛散弾規制地域の設定 (595) (森林保全課) ..... 4
	保安林の指定の解除予定 (596) (＃) ..... 5
	公共測量の実施 (597) (管理課) ..... 5
<b>教委告示</b>	定例教育委員会の招集 (21) (総務福利課) ..... 5
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 (情報政策課) ..... 6
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 8
	一般競争入札の実施 (会計課) ..... 10

## 告 示

### 鳥取県告示第590号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人昌平会大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原927 - 1	平成13年8月6日
関金クリニック	東伯郡関金町大字関金宿2710 - 1	平成13年9月1日
千代薬局秋里店	鳥取市秋里738 - 1	平成13年8月1日

### 鳥取県告示第591号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年

12月11日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成13年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
田村 勲
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市立川町五丁目401
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、子どもに対する虐待からの防止、救出、援助を図り、もって子どもと家族の福祉の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第592号

平成13年鳥取県告示第340号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したけんこうらんどショッピングタウンに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要  
意見なしとする。
- 3 縦覧に供する期間  
平成13年10月19日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経営商業課  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市商工観光部商工課

#### 鳥取県告示第593号

平成13年鳥取県告示第345号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したS - m a r t 桜谷店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 意見書を提出した市町村

鳥取市

## 2 意見の概要

一部の測定地点においては、騒音レベルが環境基準を超過する時間帯が認められるが、変更内容に起因するものではないと思われるため、特に意見はありません。

## 3 縦覧に供する期間

平成13年10月19日から 1 月間

## 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

**鳥取県告示第594号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理事	下 村 昇	西伯郡岸本町真野542
"	柴 田 節	西伯郡岸本町丸山83 - 1
"	野 口 睦 行	西伯郡岸本町大原579 - 1
"	西 古 直 弘	西伯郡岸本町真野503
"	松 原 卓 夫	西伯郡岸本町久古1414 - 1
"	奥 田 英 雄	西伯郡岸本町丸山308 - 1
"	仲 田 主	西伯郡岸本町須村835
"	竹 仲 満	西伯郡岸本町須村826
"	谷 口 輝 雄	西伯郡岸本町番原589
"	潮 賢	西伯郡岸本町大原446
"	西 郷 順 一	西伯郡岸本町久古1350
"	安 達 啓 治	西伯郡岸本町久古51
"	山 崎 一 夫	西伯郡岸本町久古22 - 1
"	上 田 秀 晃	西伯郡岸本町番原325
監事	上 田 清	西伯郡岸本町番原477 - 1
"	細 田 勲	西伯郡岸本町丸山167 - 2
"	亀 山 英 登	西伯郡岸本町久古29

平成13年 9 月10日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事	下 村 昇	西伯郡岸本町真野542
"	柴 田 節	西伯郡岸本町丸山83 - 1
"	船 越 暎 弘	西伯郡岸本町久古1253
"	上 田 秀 晃	西伯郡岸本町番原325
"	松 原 卓 夫	西伯郡岸本町久古1414 - 1
"	奥 田 英 雄	西伯郡岸本町丸山308
"	仲 田 主	西伯郡岸本町須村835
"	竹 仲 満	西伯郡岸本町須村826
"	谷 口 輝 雄	西伯郡岸本町番原589
"	潮 賢	西伯郡岸本町大原446
"	森 田 徹 郎	西伯郡岸本町真野1031
"	野 口 哲 史	西伯郡岸本町大原590
"	山 崎 一 夫	西伯郡岸本町久古22 - 1
"	松 原 裕 治	西伯郡岸本町久古62
監事	西 村 満寿美	西伯郡岸本町久古29
"	細 田 勲	西伯郡岸本町丸山167 - 2
"	仲 田 健 一	西伯郡岸本町番原61

平成13年9月11日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第595号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項の規定に基づき、次のとおり鉛散弾規制地域を設定し、平成13年10月19日から施行する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	面 積
乗越池鉛散弾規制地域	鳥取市三津地内の乗越池の湖面	0.7ヘクタール
千倉奥堤鉛散弾規制地域	八頭郡河原町大字谷一木地内の千倉奥堤の湖面	0.5ヘクタール
国府川鉛散弾規制地域	倉吉市三江地内県道上大立横田線と国府川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を北東に下り、同川左岸と県道倉吉赤碕中山線との交点に至り、同県道を東方に進み、同県道と同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に上り、同川右岸と県道上大立横田線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	17ヘクタール
猿飛湖鉛散弾規制地域	日野郡江府町大字武庫地内の中国電力俣野川ダム堤体と県道上徳山俣野江府線との交点を起点とし、同県道を東方に進み、同県道と町道池の内湖岸線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と中国電力俣野川ダム堤体との交点に至り、同点を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	4ヘクタール

**鳥取県告示第596号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字タレザコ831の2・字日位上857の2・858の7・859の2・横根下平868の3・870の

## 3（以上6筆国有林）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**鳥取県告示第597号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 作業種類 公共測量（公共下水道現況図作成）

## 2 作業期間 平成13年10月1日から同年11月30日まで

## 3 作業地域 西伯郡淀江町大字佐陀、大字小波、大字西原及び大字淀江地内

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第21号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年10月19日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

## 1 日時 平成13年10月23日（火）午後1時

## 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

## 3 議題

（1）平成13年度教育表彰について

（2）その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品の名称及び数量

- ア ノート型コンピューター 330台
- イ レーザープリンター 2台
- ウ ソフトウェア 109ライセンス

#### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

平成14年1月1日から平成17年12月31日まで

#### (4) 納入期限

平成13年12月28日（金）

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからウまでに掲げる物品の一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成13年10月19日（金）から同年11月29日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

### 4 入札手続

#### (1) 問い合わせ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課行政ネットワーク担当

電話 0857 - 26 - 7852

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年11月29日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年11月28日（水）午後5時までとする。）

鳥取県庁第6会議室（鳥取県庁本庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年11月15日（木）午前10時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Notebook Type Computer 330sets

Laser Beam Printer 2sets

Software 109sets

(2) November 15, 2001 10 : 00 AM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 29, 2001 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders

November 28, 2001 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Department of Planning Tottori Prefectural

Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7852

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号 (北条倉吉道路) 道路改良工事 (7工区)

(2) 工事場所 倉吉市和田

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号 (北条倉吉道路) の改良工事を、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

延 長 L = 170.0m

幅 員 W = 7.0 (20.5) m

道 路 土 工 路体盛土 5,636m<sup>3</sup>

地盤改良工 粉体噴射かくはん 1,365本 (2軸 1000 打設長11.2m~15.4m)

擁 壁 工 補強土壁工 649.2m<sup>2</sup>

(5) 工 期 平成13年11月から平成14年3月25日まで

(6) 予定価格 255,449,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 平成13年10月19日 (金) から同月29日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月



30日までの間にあるものに限る。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している粉体噴射かくはんによる地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績(共同企業体に係る実績にあつては、代表者として施工したものに限る。)があること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月19日(金)から同月29日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

表面形状分析装置 1式

- (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成14年3月29日（金）

- (4) 納入場所

米子市夜見町3001 - 6 鳥取県産業技術センター

- (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成13年10月19日（金）から同年11月29日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入

札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

### 4 入札手続

#### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成13年10月30日（火）午後1時30分

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

#### (4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年11月29日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年11月29日（木）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成13年11月15日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この広告及び入札説明のに違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- ( 1 ) Nature and quantity of the products to be purchased : Surface Roughness Analyzer
- ( 2 ) November 15, 2001 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- ( 3 ) November 29, 2001 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders  
November 29, 2001 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- ( 4 ) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 -  
220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432